

児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく検証・評価について（案）

1 犯罪被害者等施策推進会議において検証・評価を行う根拠

児童買春・児童ポルノ禁止法第16条の2第1項

社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

第2条 この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2 社会保障審議会との連携の在り方

事務局同士の相互連携（一方の会議体に他方の事務局がオブザーバーとして参加）とする。

3 犯罪被害者等施策推進会議における検証・評価の方法

犯罪被害者等施策推進会議の補佐機関である基本計画策定・推進専門委員等会議において、関係省庁における被害児童保護施策の実施状況を踏まえて、検証・評価の案を確定し、犯罪被害者等施策推進会議に諮ることとする。

4 今後のスケジュール

別添1参照

5 検証・評価の主たる対象期間

改正児童買春・児童ポルノ禁止法施行後（平成26年7月15日以降）から平成27年末までに講じた施策を対象とする。

6 検証・評価の方針

児童買春・児童ポルノ禁止法第16条の2では、「児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等」について検証及び評価を行うものとされている。

また、各種総合対策や中長期的計画等に盛り込まれている児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策にあっては、別添2のようなものがある。

これらを前提にすると、被害児童保護施策にあっては、下記4項目（(1)～(4)）に大きく分類することができる。

そこで、検証・評価にあっては、下記4項目ごとに実施し、最後に総括(5)することとする（各施策ごとに検証・評価を記述するものではない。）。

- (1) 被害児童に対する保護活動
- (2) 被害児童保護を行う者の資質の向上
- (3) 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化
- (4) 被害児童保護に関する調査研究の推進
- (5) 総括

今後のスケジュール(案)

12月18日 基本計画策定・推進専門委員等会議
(児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護
施策の関係省庁での取組状況を踏まえた討議)

平成28年

1月下旬 基本計画策定・推進専門委員等会議
～2月中旬 (意見募集結果を踏まえた検討及び計画前文等の検討を行い、
第3次犯罪被害者等基本計画案を確定)
(児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護
施策の実施状況の評価案を確定)

3月上旬 犯罪被害者等施策推進会議
(第3次犯罪被害者等基本計画案を決定)
(児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護
施策の実施状況の評価を決定)

3月中旬 閣議
(第3次犯罪被害者等基本計画を決定)

児童買春・児童ポルノ事犯に係る被害児童保護施策

<第2次児童ポルノ排除総合対策（平成25年5月犯罪対策閣僚会議）>（抜粋）

4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

(1) 早期発見・支援活動

① 関係職員の意識啓発

地方公共団体等と連携し、児童ポルノ事犯について学校関係者、児童福祉関係者等の潜在的な被害児童に接する可能性のある職員の意識啓発を図り、児童ポルノ事犯による被害の早期発見に努める。（警察庁、厚生労働省、文部科学省）

② 街頭補導等を通じた被害防止及び被害児童の早期発見・保護活動

警察において、街頭補導時における積極的な声掛け及び補導並びに少年相談受理時における専門職員等による適切な対応等により、児童ポルノ事犯による被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護に努める。（警察庁）

③ 被害児童に対する継続的支援の実施

警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るため、少年補導職員、少年相談専門職員等により、個々の被害児童の特質に応じた計画的なカウンセリングの実施や、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う。（警察庁、文部科学省、厚生労働省）

④ カウンセリング態勢の充実

警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るための継続的な支援は、担当の職員のみでは対応が困難な場合も多いことから、あらかじめ臨床心理学、精神医学等の専門家を委嘱しておくなど、必要に応じて部外の専門家の助言を受けることができる態勢を整備する。（警察庁）

⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレター」等を活用した相談体制の充実

文部科学省において、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーや教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の整備を支援することなどにより、児童ポルノの被害に遭った児童が相談しやすい体制を整備し、早期発見等に資する。また、児童ポルノ事犯を含む事件・事故や災害によって心のケアが必要になった児童への対応として、学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣に係る支援を行う。

法務省において、子どもの人権問題についての専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）を開設することや、全国の小・中学生に「子どもの人権SOSミニレター」（相談用の便箋兼封筒）を配布することなどの活動を通して、児童が相談しやすい環境を整備し、被害児童の早期発見等に資する。（文部科学省、

法務省)

⑥ 児童相談所における児童等への支援や通報の実施

児童相談所において、性的虐待、児童ポルノ事犯による被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談があった場合に、次の支援を実施する。

- ・ 児童心理司によるカウンセリングや児童福祉司による指導・援助
- ・ 緊急的な保護を必要とする場合における一時保護
- ・ 医療的なケアが必要な場合における病院等の専門機関の斡旋
- ・ 児童の生活の立て直しが必要な場合における児童福祉施設への入所措置

また、児童相談所への相談の過程で、児童の意思等を確認した上で、警察への通報を実施する。(厚生労働省、警察庁)

⑦ 児童家庭支援センターの運営及び児童福祉施設における心理療法担当職員の配置

児童家庭支援センターの運営において、関係機関と連携し、児童ポルノ事犯による被害に係る相談と支援を実施するほか、心理的治療を必要とする児童への心理療法担当職員による治療、指導等を実施する。また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。(厚生労働省)

(2) 担当職員の能力の向上

① 被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及

被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。(警察庁)

② 被害児童の支援担当者への教養の充実

警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者の能力向上を図るため、カウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等児童ポルノ事犯等の特性を踏まえた被害児童支援について教養を充実させる。(警察庁)

③ 性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施

子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。(厚生労働省)

④ 性的被害児童等に対する心のケアに関する対応の充実

性的被害を受けた児童等について、教職員が健康観察や健康相談を通して早期発見・早期対応を行った事例を掲載した指導参考資料を作成するとともに、管理職や養護教諭、学級担任及びスクールカウンセラー等を対象としたシンポジウムや研修会等を開催し、性的被害を含めた心的外傷後ストレス障害（PTSD）への適切な対応など、子どもの心のケアの充実を図る。(文部科学省)

<第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）>（抜粋）

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

ウ 児童買春対策の推進

② 被害児童等に対する適切な対応

- ・ 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。（警察庁、厚生労働省）
- ・ 学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。（文部科学省）
- ・ 児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。（警察庁）

<児童買春・児童ポルノ禁止法>（抜粋）

（心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備）

第16条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。